

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: <http://www.nakada-partners.or.jp>

発行日2025年 8月25日(月)

今週のこトバ

米国宛て少額貨物の免税廃止

米国では少額貨物（800ドル以下）の輸入に対して関税を免除していたが、大統領令により今月29日以降、全ての国を対象に免税措置が廃止となり関税が課される。

◆ 今週のこよみ ◆ ご自分の予定を確認して下さい

8/25(月) 先負 バドミントン世界選手権

26(火) 仏滅

27(水) 大安 ベネチア国際映画祭開幕

28(木) 赤口 都市対抗野球大会

29(金) 先勝

30(土) 友引

31(日) 先負 二百十日

先週の株と為替

日経平均株価 円(対米ドル)

8/18(月)	43,714 △336	147.45 ▼0.45
19(火)	43,546 ▼168	147.70 ▼0.25
20(水)	42,889 ▼657	147.62 △0.08
21(木)	42,610 ▼279	147.58 △0.04
22(金)	42,633 △23	148.60 ▼1.02

相続税における「延納」と「物納」

相続税を金銭で一括納付することが困難である場合、一定要件の下、延納又は物納が可能です。

◆金銭の一括納付が困難な場合は「延納」

相続税は、相続の開始があったことを知った日（通常は被相続人が亡くなった日）の翌日から10ヵ月以内に申告・納税をする必要があります。

国税は金銭で一括納付することが原則ですが、相続税額が10万円を超え、納期限までに金銭で納付することが困難とする事由がある場合には、担保を提供することで納付が困難な金額を限度に、年賦で納付する「延納」が可能です（延納税額100万円以下、かつ、延納期間3年以下の場合は担保不要）。

延納できる期間は、相続財産に占める不動産等の割合に応じて異なりますが最長20年間となり、延納税額に対しては利子税がかかります。

なお、延納を利用する場合は納期限までに申請書等を提出する必要があります（物納も同様）。

◆延納でも納付が困難な場合は「物納」が可能

延納によっても金銭で納付することが困難な事由がある場合は、その困難な金額を限度として、一定の相続財産で納付する「物納」が可能です。

物納に充てることのできる財産は種類及び順位が定められており、第1順位は不動産や船舶、国債証券、地方債証券、上場株式等が該当します。

なお、物納は延納によっても金銭で納付することが困難な金額の範囲内で認められるため、物納ができる金額（物納許可限度額）を計算する必要がありますが、令和7年度改正において、平均余命年数などを考慮した計算方法に見直されました（令和7年4月以後相続開始に係る申請分から適用）。

■この記事の詳細は、情報BOX201532

防災対策を再確認して災害に備える

9月1日は「防災の日」です（8月30日～9月5日は「防災週間」）。今年も豪雨などによる被害が各地で発生していますので、防災対策について再確認しましょう。

企業は被災した場合に最優先で復旧させる事業の選択や、事業に必要な資産について代替策を用意するなど、無理なく実施できる範囲で「事業継続計画（BCP）」を策定することも重要です。

なお、自然災害等の事前対策を強化する設備投資の支援として、事業継続力強化計画の認定を受けた事業者が計画に記載された対象設備を導入した場合に特別償却16%を適用できる「中小企業防災・減災投資促進税制」などがあります。

e-Tax等による法定調書の提出義務

法定調書（給与所得の源泉徴収票や報酬等の支払調書など）の種類ごとに、基準年（前々年）の提出枚数が100枚以上である法定調書については、e-Tax等による提出が義務となっています。

令和9年1月以後に提出する法定調書から義務化の基準が引下げられ、基準年の提出枚数が30枚以上に変更となります。

これにより、令和7年中に30枚以上提出した法定調書は令和9年にe-Tax等による提出が必要となり、書面での提出はできません。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

相続税における「延納」及び「物納」

相続税は、納期限までに金銭で納付することが原則ですが、納期限までに金銭により一時に納付することが困難な事由がある場合、一定の要件の下、延納又は物納が認められます。

◆延納の概要

金銭納付が困難であり、次の要件の全てを満たす場合は、年賦により分割納付する「延納」の許可が受けられます。延納期間中は利子税がかかります。

- * 申告又は更正・決定により納付することになった相続税額が10万円を超えていること。
 - * 金銭納付を困難とする事由があり、その納付を困難とする金額の範囲内であること。
 - * 納期限までに申請書及び担保提供関係書類を提出すること。
 - * 延納税額に相当する担保を提供すること。※
- ※延納税額が100万円以下で、かつ、その延納期間が3年以下の場合は担保は必要ありません。

◎延納期間及び延納利子税

延納のできる期間と延納税額に係る利子税の割合は、その人の相続税額の計算の基礎となった財産の価額のうち、不動産等の価額がどの程度占めているかによって、次表のようになります。

なお、各分納期間の延納特例基準割合※が7.3%に満たない場合の延納利子税の割合は、その分納期間において次の算式により計算される特例割合が適用されます。

【特例割合＝延納利子税割合×延納特例基準割合※／7.3%】

※延納特例基準割合は、平均貸付割合（各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合）に年0.5%の割合を加算した割合をいいます。

区分		延納可能期間 (最高)	延納利子税割合 (年割合)
不動産等の割合が75% 以上の場合	不動産等に対応する税額	20年	3.6%
	動産等に対応する税額	10年	5.4%
不動産等の割合が50% 以上75%未満の場合	不動産等に対応する税額	15年	3.6%
	動産等に対応する税額	10年	5.4%
不動産等の割合が50% 未満の場合	立木に対応する税額	5年	4.8%
	立木以外の財産に対応する税額		6.0%

◎担保

延納が許可されるには、担保が①不動産（土地、建物）、上場株式等の有価証券、保証人による保証等であること（可能な限り処分が容易、かつ、価額変動の恐れが少ないものから選択）、②担保として不適格な事由がないこと（共同相続人間で所有権を争っている、売却できる見込みのない、共有財産の持分等）、③必要担保額（延納税額及び利子税額3回分）を満たすことが必要です。

◆物納の概要

次の要件の全てを満たす場合に、物納の許可が受けられます。

- * 延納によっても金銭で納付することを困難とする事由があり、かつ、その納付を困難とする金額を限度としていること。
- * 申請財産が定められた種類の財産であり、かつ、定められた順位によっていること。
- * 納期限までに申請書及び物納手続関係書類を提出すること。
- * 物納適格財産であること。

◎物納に充てることができる財産の種類及び順位

物納に充てることができる財産は、納付すべき相続税の課税価格の計算の基礎となった相続財産のうち、次の表に掲げる財産及び順位で、その所在が日本国内にあるものに限ります。

順位	物納に充てることができる財産の種類
第1順位	①不動産、船舶、国債証券、地方債証券、上場株式等
	②不動産及び上場株式のうち物納劣後財産に該当するもの
第2順位	③非上場株式等
	④非上場株式のうち物納劣後財産に該当するもの
第3順位	⑤動産

◎令和7年度改正による物納許可限度額等の計算方法の変更（令和7年4月以後の相続に適用）

* 延納によって納付できる金額の計算について、将来の収入金額の減少が確実であると見込まれる場合の計算方法を明確化しました。また、年間納付資力に乗ずる年数は一律に延納可能最長年数でしたが、相続財産の種類における延納年数や平均余命年数を考慮した計算方法としました。

* 改正前の物納許可限度額に、延納期間終了後における当面の生活費及び事業経費を加算した額を改正後の物納許可限度額とすることとしました。